留学研究・研修・ボランティア活動を目的とする滞在査証（SSU-SLU）

1. 概要

「留学研究・研修・ボランティア活動を目的とする滞在査証」とは就労を伴わない以下のいずれかの活動を行う目的でスペインに滞在することを可能にする査証で、**短期留学査証（SSU）**と**長期留学査証（SLU）**のふたつの種類があります。短期留学査証は滞在期間が**91日から180日までの場合、そして**長期留学査証は滞在期間が**181日以上になる**場合に必要な査証です。

a）スペインで認可されている教育機関のフルタイムの就学・研究コースで学ぶ。フルタイムのコースとは週２０時間以上の通学による出席が求められ、学位または修了証書の取得が可能なコースをさす。

b）研究活動または養成訓練を行う。

c）認可された教育・科学機関にて中等教育や高等教育を受けるための留学プログラムに参加する。

d）公的機関や民間企業において労働を伴わない研修活動を行う（インターンシップ）。

e）公共の利益となるようなプログラムに参加しボランティア活動を行う。

適用法令

スペインにおける外国人の権利と自由、ならびにその社会的統合に関して定める2000年1月11日付け組織法第4/2000号（修正条項も含む）ならびに2011年の勅令第557/2011号に基づき定められる細則法。

書類の提出

出発の３ヶ月前から申請することができます。申請者本人が在東京スペイン大使館に出頭し書類を提出してください。予約は不要です。通常、申請から発給まで約１ヶ月かかります。受付時間は平日9:30から12:30まで。休館日や所在地などについてはリンクをご参照ください。

留学査証は、本国の査証審査部門による事前の許可を受けて、在東京スペイン大使館で発給されます。そのため一定の時間がかかりますので日数的な余裕をもって申請してください。

査証審査の結果

査証が発給されたら、認可通知の日から１ヶ月以内に、申請者本人が在東京スペイン大使館に出頭してパスポートを受け取らなければなりません。また、大使館を出るまえに、査証に記載されるデータに間違いがないこと、大使館印が押印されていることを必ず確認してください。

査証が否決された場合はその旨が申請者本人に通知されます。この場合、通知の日付から２ヶ月以内にマドリード管区裁判所（Tribunal Superior de Justicia de Madrid）に対し行政訴訟の手続きを行うことができます。また、通知の日付から１ヶ月以内に在東京スペイン大使館に対し再審査請求を行うことができます。

使用不可

Sección Consular
Embajada de España en Japón
1-3-29 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Correo electrónico: emb.tokio.info@maec.es
Síguenos en Twitter (@EmbEspJapon) y Facebook

査証申請手数料

日本国籍の方は査証申請手数料が免除されます。その他の国籍の方はこちらのリンクから当大使館のホームページにアクセスして料金をご確認ください。手数料は申請時に現金でお支払いください。なお、査証が否決された場合でも返金はできません。

※重要：外国人身分証について

滞在期間が６か月（180日）を超える査証の場合、スペインに入国後１ヶ月以内に、査証申請者が居住地の移民局または警察署に出頭し、外国人身分証（Tarjeta de Identidad de Extranjero）を申請しなければなりません。

2. 必要書類・申請条件等

2-1）滞在日数が90日までの滞在査証（EST）

留学予定期間が**90日を超えない場合**も該当する滞在査証を取得しなければなりません。短期滞在査証（シェンゲンビザ）の取得要綱にしたがってビザ申請を行ってください。ただし、日本国籍の方や査証が免除されるその他の国籍の方は取得する必要はありません。

2-2）滞在日数が91日から180日までの短期留学査証（SSU）

申請者は以下の書類を提出してください。

1. **査証申請書**。（添付書類１）

2. 最近撮影した**写真**（3cm×4cm 程度、カラー、正面を向いたもの、背景の色：白）を申請書に貼ってください。

3. 有効な**旅券（パスポート）**スペインへの入国日より1年以上有効なもの。写真と個人データの頁（コピー１部）。有効期限が更新された旅券の場合はその旨が明記される頁のコピーも必要。

   提出する旅券（パスポート）は、スペインへの渡航予定日よりさかのぼり１０年以内に発行されたものでなければなりません。それ以前に発行された旅券（パスポート）は受理できません。旅券（パスポート）には最低２枚以上の余白ページが必要です。明らかに劣化しているもの、一部または全体が傷んでいるもの、ページが脱落していたり裂けたりしているもの、磁気式ストライプがなく機械での読み取りに対応していない旅券（パスポート）は受付けられません。ご自分のパスポートがこのシステムに対応しているかどうか不安な場合はパスポートを更新し、新たに取得することをお勧めいたします。

   ※注意：査証が有効期間内であっても、パスポートの有効期限が切れたり、パスポート自体が取り消された場合には、査証もその効力を失います。

4. **滞在目的を証明する書類**（原本とコピー１部）。

   スペイン語以外の言語でかかれている証明書は受付けられません。

   a）就学による留学：スペインで認可された教育機関において、フルタイム（週２０時間以上の通学による出席）の就学・研究コースで学ぶために登録を済ませているか、あるいは入学を許可されていることを証明する書類。学位や修了証書の取得につながるコースであること。スペイン語の語学コースの場合は、インスティトゥート・セルバンテスに認可されている教育機関（リンク）であること。証明書にはコースの期間、授業日程、授業時間数が明記されていること。

使用不可

Sección Consular
Embajada de España en Japón
1-3-29 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Correo electrónico: emb.tokio.info@maec.es
Síguenos en Twitter (@EmbEspJapon) y Facebook

b) 医療専門分野での留学：申請者が学生（研修生）として登録されていることを証明する、スペイン国厚生省（Ministerio de Sanidad, Servicios Sociales e Igualdad）が発行する書類。留学先の病院あるいは教育機関、さらに学業（研修）期間が明記されていること。

c) 研究活動・養成訓練：申請者が、スペインにおいて正式に認可された機関で研究活動や養成訓練を行うことを証明する書類。研究活動の場合の受け入れ機関は大学、科学研究高等評議会(Consejo Superior de Investigaciones Científicas)の研究所、またはその他の研究開発（R&D）に関わる公的あるいは民間の機関でなければならない。

d) 正式に認可された教育・科学機関で中等教育、または高等教育を受けるための留学プログラムに参加する場合（①から④まですべてを提出）：

① 申請者が、公的に認可された中等教育や高等教育、または科学機関への入学を認められていることを証明する書類。

② 申請者の留学プログラムへの参加が認められていることを証明する書類。なお当該留学プログラムは、このための正式認定を受けている機関によるものでなければならない。

③ 留学プログラムを提供する機関が留学生の滞在に関して責任を負うことが記載される書類。特に、学業にかかる費用、滞在費、帰国の費用に責任を負うことが明記されていること。

④ 申請者が参加する留学プログラムを提供する機関が選定した家庭（ホームステイ）、または施設に滞在することを証明する書類。

e) 公的な機関や民間企業との間で結ばれた協定に基づく、就労を伴わない研修（インターンシップ）の場合：公的機関や民間企業あるいは正式に認可された職業訓練所との間で結ばれた協定に基づき、報酬を伴わない研修プログラムに申請者が参加することを証明する書類。

f) ボランティア活動に参加する場合（①と②の両方を提出）：

① 申請者とボランティアプログラムを主催する機関との間で結ばれた協定文。活動内容、活動条件、活動時間が記載されていること。また、滞在中の移動費、滞在費、生活費の負担について明記されていること。

② 申請者が行うボランティア活動が主催者側の保有する賠償責任保険によってカバーされることを証明する書類。

5. **海外旅行（医療）保険**（原本とコピー1部）：スペインで保険事業を行うことができる公的な、または民間の保険会社の保険であること。

6. **経済能力の証明**：スペインでの滞在費（月額537.84ユーロ相当額以上）を支弁する能力を証明する以下の書類のいずれかを提出。申請者が経済的に扶養されている場合は、親または配偶者の書類を提出することができる。この場合、関係を裏付ける証明書が必要となる（日本国籍者の場合は戸籍謄本/ アポスティーユ認証は不要）。複数選択可。

a) 直近3か月間の取引明細が記載される普通預金、当座預金、貯蓄口座、定期預金などの通帳の該当ページのコピーと原本（名義人の名前のページもコピーすること）。
不動産を所有することを証明する書類も可（原本とコピー）。

b) 直近3か月の給与明細または年金受給記録あるいは報酬の領収書（原本とコピー）。

これらの経済能力証明には学費または報酬を伴わない研修プログラムの参加費として申請前に支払った金額および申請後に支払う予定の金額は含まれません。

使用不可

正式に認可された教育・科学機関で中等教育または高等教育を受けるための留学プログラムに参加する場合、申請者の生活費等に責任をもつことを約束するプログラムの主催者側による書面があれば経済能力は証明されたものとみなされます。

7. 渡航予定日が確認できる**航空券の予約確認書**（原本とコピー）。（18歳未満の未成年者の場合は必要ありません）

8. 申請者が**18歳未満の未成年者の場合**で、単独あるいは片方の親のみと渡航する場合、両親あるいは同行しない方の親権者または監護権を有する未成年後見人が当大使館に出頭し「渡航同意書」に署名しなければなりません。このため、「添付書類３」に記入し提出してください。

2-3）滞在日数が181日以上の場合（長期留学査証 SLU）

上記の書類に加え、以下の書類の提出が必要です。

1. **健康診断書**（原本）：2005年に定められた国際衛生規則（ISR）に基づき、公衆衛生に重大な影響を及ぼす恐れのある疾患がないことを証明するもの。（添付書類２）

2. **無犯罪証明書**（原本）：申請者が18歳以上の場合は、過去5年間に居住した国々の警察当局が発行する、スペイン国法により犯罪とされる行為を犯していないことを証明する無犯罪証明書が必要。日本国以外の国が発行した無犯罪証明書には、発行国の外務省によるしかるべき認証が必要。

なお、当大使館が申請内容を確認するうえで必要と判断する場合、申請者に追加書類の提出あるいは領事面会を要請することがあります。また、提出書類に不備があった場合は、当館からの指示に従い在東京スペイン大使館領事部に追加の書類を提出してください。

使用不可

Sección Consular
Embajada de España en Japón
1-3-29 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Correo electrónico: emb.tokio.info@maec.es
Síguenos en Twitter (@EmbEspJapon) y Facebook

ｉ必ずローマ字で記入して下さい＊

スペイン国ビザ申請書

無料配布用

写真

1. 姓 [1]

2. 旧姓 [2]

3. 名 [3]

4. 生年月日（日－月－年）

5. 出生地

6. 出生国

7. 国籍

出生時の国籍 (現在の国籍と異なる場合)

8. 性別

□男性 □女性

9. 婚姻等の状況

□独身 □既婚 □別居 □離婚 □死別

□その他（明記する）

10. 未成年の場合：親権者あるいは法定後見人の姓名、住所（住所は申請者と異なる場合のみ記入）、国籍

11. 身分証明書番号（所持する場合）

12. 旅券（パスポート）の種類

□一般旅券 □外交旅券 □サービスパスポート □オフィシャルパスポート □特別旅券

□その他（明記する）

13. パスポート番号

14. 発行年月日 (日-月-年)

15. 有効期限 (日-月-年)

16. 発行機関（国）

17. 申請者の住所とメールアドレス

電話番号

18. 現在の国籍と異なる国に居住していますか

□いいえ

□はい 居住許可またはそれに相当する許可番号…… 有効期限 ……

19. 現在の職業

PARTE RESERVADA A LA ADMINISTRACIÓN

Fecha de la solicitud:

Número de la solicitud de visado:

Expediente gestionado por:

Documentos presentados:

□ Documento de viaje
□ Autorización gubernativa
□ Solicitud de autorización gubernativa
□ Medios de subsistencia
□ Prueba de alojamiento
□ Certificado médico
□ Certificado de antecedentes penales
□ Seguro médico de viaje
□ Nota verbal
□ Otros:

Decisión sobre el visado:

□ Denegado

□ Expedido:
Valido desde ……
hasta ……

Número de entradas:

□ Una □ Dos □ Múltiples

Número de días:

使用不可

---

1 旅券に記載されていると同じように記入してください。

2 旅券に記載されていると同じように記入してください。

3 旅券に記載されていると同じように記入してください。

20. 旅行の主要目的

☐ 労働を伴わない居住
☐ 家族同居
☐ 就労による居住
☐ 事業主としての居住
☐ 短期労働のための居住（年に９ヵ月間まで）
☐ 学業のための居住
☐ 研究者（研究機関により締結された協定によるもの）
☐ 公的業務による居住

21. スペインへの入国予定日	22. 希望入国回数 ☐一回 ☐二回 ☐複数回

23. 申請者のスペインでの住所

24. 外国人登録番号 (NIE) [4]	**25.- 外国人管轄当局による決定通知の日付** [5]

26. 家族同居査証の場合、在スペインの招請者に関する情報

在スペインの招請者の姓名

続柄 (申請者と招請者の関係)

☐ 配偶者
☐ 事実婚
☐ 招請者あるいは配偶者の子供
☐ 招請者または配偶者の直系尊属
☐ 招請者が親権あるいは法的代理権を有する扶養者

生年月日	国籍	スペイン国外国人登録番号又はスペイン国民身分証明書番号

招請者の住所	招請者の電話番号
	招請者のメールアドレス

27. 就労査証、事業主査証、短期労働査証を申請する場合雇用主あるいは企業関する情報

雇用者の姓名または企業名および連絡担当者の姓名

雇用者または企業の住所	雇用者または企業の電話番号
	雇用者または企業のメールアドレス

雇用者または連絡担当者のスペイン国外国人登録番号又はスペイン国民身分証明書番号

企業のスペイン国納税者番号

使用不可

4 申請者に対する居住許可あるいは労働許可が外国人管轄当局により決定されている場合は必ず記入すること。

5 申請者に対する居住許可あるいは労働許可が外国人管轄当局により決定されている場合は必ず記入すること。

28. 学業あるいは研究のためにビザを申請する場合、学校または研究所に関する情報

学校名または研究所名	
学校または研究所の住所	学校または研究所の電話番号
	学校または研究所のメールアドレス
学業あるいは研究の開始予定日	学業あるいは研究の終了予定日
官公庁、非営利団体、財団など、あるいは親保待者/法律上の後見人でない者による教育プログラムにより未成年者が一時的にスペインに滞在する場合について	
未成年者の受け入れ責任者の姓名。または、受け入れ機関名と連絡担当者の姓名。	
受け入れ責任者または機関の住所	受け入れ責任者または機関の電話番号
	受け入れ責任者または機関のメールアドレス
受け入れ責任者または受け入れ機関の連絡担当者のスペイン国外国人登録番号またはスペイン国民身分証明書番号	

私は下記の内容を承知し、同意いたします：本申請書に記載が必要されるデータの収集、顔写真の撮影は、ビザ申請及びその審査に必須です。また、申請書に記載された私に関する個人情報ならびに顔写真は関連当局に通知され、通知を受けた当該関連当局より私のビザ申請に関する決定に使用されます。これらの情報ならびに私のビザ申請についてとられた決定はデータベースに入力され、保存されます。データベースの取り扱いに関する責任者は査証申請が行われた領事館です。これらのデータには、環境管理にあたるびざ当局ならびにスペイン国内のビザ当局、移民や亡命関連当局が、入国、滞在および居住が正当になされていることを確認し、この条件を満たさない、あるいはすでに満たしていない個人の特定、亡命申請の審査およびその責任の所在を明確にする目的で、アクセスすることができます。

個人情報保護に関する1.999年12月13付け組織法第15号の定めにしたがい、私は私に関する情報にアクセスし、修正し、異議を申し立て、取り消す権利があり、この権利の行使は、スペイン国外務省領事局(Dirección General de Asuntos y Asistencia Consulares del Ministerio de Asuntos Exteriores y de Cooperación, calle Ruiz de Alarcón, número 5, 28071 Madrid)に対し書面に行います。

使用不可

私が申請用紙に記入した内容は、私が知る限り全て正確で、完全なものであることを宣言します。虚偽の記載があった場合には、申請が拒否されたり、あるいはビザが発給済みの場合には取り消される可能性があることを承知しています。

ビザ申請書類がいったん提出されると、受理の場所と日付が付された本申請書の控えが申請者に渡され、さらに、不足書類や不備、証明書の提出方法、出頭の必要性や決定の通知について伝えられます。

追加書類の必要性や不備については、申請者あるいはその法定代理人により提出されている番号に、電話あるいはファックスによりなされます。この方法により連絡がとれない場合は、申請書に記載される当該領事館の管轄区内にある住所に書面にて連絡されます。

追加書類の必要性や不備が伝えられた場合は、出頭命令の場合を除き、10日以内に履行されなければなりません。尚、本人出頭が必要な場合の期限は15日です。

上記の方法で連絡がとれない場合は、管轄領事館の掲示板に、当該連絡事項が　10　日間告示されます。

追加書類や不備、出頭命令が定められた期間内に対応、履行されない場合は、申請者により査証申請が放棄されたものとみなされ、査証申請放棄の決定が伝えられます。

スペイン国ビザの申請に関する決定は、非営利目的の居住ビザを除き、管轄の領事館に申請が提出された日の翌日から起算して遅くとも一ヶ月以内に伝えられ、この期限は延長されることはありません。ただし、非営利目的の居住ビザについては、この期限は最長三ヶ月となりますが、これには、管轄の中央政府代表部あるいは中央政府副代表部により下される居住許可の決定が領事館に伝えられるまでの期間は含まれません。

発給された査証は一ヶ月以内に受領しなければなりません。ただし、家族同居ビザまたは留学ビザの場合は二ヶ月以内に受領すればよいものとします。かかる期間内に受領しない場合、発給された査証は申請者により放棄されたものとみなし、書類は記録として保管されます。

使用不可

私は、ビザの発給が拒否された場合でも申請費用は返されないことを承知しています。

27. 場所と日付	28. 署名（未成年の場合は親権者または法定後見人の署名）

CERTIFICADO M£DICO ・ 健康診断書

✱記入は病院関係者のみ ĩ 必ずローマ字で記入して下さい✱

Nombre del médico (sello) 医師名 (朱肉で押印)	
Nombre del hospital (sello) 病院名(病院印を押印)	
Dirección del hospital 病院住所	
Número de teléfono del hospital 病院電話番号	
Dirección de correo electrónico del hospital 病院メールアドレス	

A　　日 del　　月 de　　年 , certifico que / 以下の通り診断いたします :

Nombre ・名	Apellidos ・ 姓
Sexo ・ 性別	Fecha de nacimiento ・ 生年月日(西暦年の順で)
☐ Varón ・ 男性　☐ Mujer ・ 女性	Día　日　Mes　月　Año　年
Domicilio actual ・ 現住所	

No padece de las siguientes alteraciones:
診断の結果、以下のような疾患は認められませんでした 。

a) Enfermedades que puedan tener repercusiones de salud pública graves de conformidad con lo dispuesto en el Reglamento Sanitario Internacional (RSI).
a) 国際衛生規則 (ISR) に基づく公衆衛生上に深刻な影響を及ぼす恐れのある疾患。

b) Drogadicción, alteraciones psíquicas importantes, estados manifiestos de enfermedad psicopática con agitaci· n, “delirium”, alucinaciones o psicosis de confusión que pongan en peligro el orden público o la seguridad pública.
b) 公共秩序あるいは社会の安全を害する薬物常習、重大な精神異常、猛烈な興奮状態を伴う精神疾患、譫妄、混乱による幻覚症及び精神疾患。

使用不可

Secci· n Consular
Embajada de España en Japón
1-3-29 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Correo electrónico: emb.tokio.info@maec.es
Síguenos en Twitter (@EmbEspJapon) y Facebook

Embajada de España

AUTORIZACIÓN PATERNA
（未成年の渡航同意書）

Nombre y apellidos del padre（父親の氏名）	
Nacionalidad（国籍）	**Número de pasaporte（パスポート番号）**

Nombre y apellidos de la madre（母親の氏名）	
Nacionalidad（国籍）	**Número de pasaporte（パスポート番号）**

Nombre y apellidos del/de la menor（未成年の氏名）	
Nacionalidad（国籍）	**Número de pasaporte（パスポート番号）**
Domicilio en España **（スペインでの住所）**	
Persona/s con quien/es convive en España **（同居する方の氏名）**	

Patria potestad（Documento acreditativo: Registro de Familia de Japón）**（親権）**（確認書類: 日本国 戸籍謄本）	
Compartida（共同親権）☐	**Patria potestad en solitario（単独親権）**☐

Uso del Acta de Menor（本渡航同意書の用途）
Solicitud de visado de estudios（学生査証の申請）☐
Renovación tarjeta de estudiante（学生カード（学生としての居住許可）の更新)☐ **Número (NIE) (カードに記載される NIE 番号):**

Centro educativo（通学する学校名）
Dirección（学校の住所）
Periodo（授業期間）

Representante/s en España **（スペインでの代理人の氏名）**	
Nacionalidad **（国籍）**	**Número de DNI o NIE** **（DNI 又は NIE 番号）**
Dirección（住所）	
Periodo（授業期間）	

使用不可

El/La/Los interesado/a/s arriba mencionado/a/s ha/n comparecido ante mí, Encargado de Asuntos Consulares, Embajada de España en Tokio (Japón) y manifiestan que garantiza/n el pago de los gastos que ocasione la estancia del/de la menor en España y de su viaje de regreso a Japón. (上記親権者が在京スペイン大使館領事担当官の面前に出頭し、子息がスペインに滞在･通学するにあたり発生するあらゆる経費ならびに日本への帰国費用に責任を持つことを約束した。)

Así mismo se ratifica/n en esta acta de consentimiento de estancia y autorización y me reitera/n que conocen todos los aspectos relacionados con la misma. (また、同出頭親権者は本渡航同意書の内容を確認･同意するとともに、未成年の子息のスペインへの渡航・滞在に関しその全ての側面を把握していることを表明した。)

En Tokio, a del de
（年 月 日、於東京）

Firma del padre **(父親の署名)**	Firma de la madre **(母親の署名)**	Secretario Encargado de Asuntos Consulares **(領事担当官の署名)**